

# 十分に活用されていない 土地・空き家等の有効活用について

---

平成29年3月16日

国土交通省

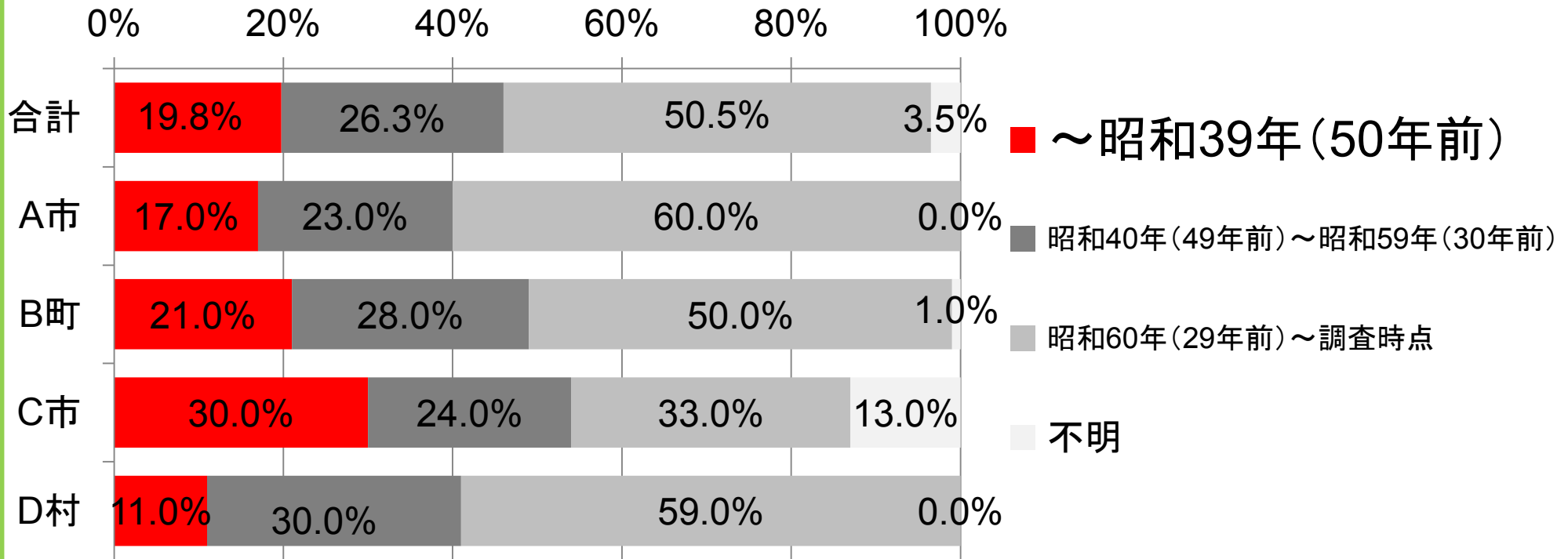
# 1. 所有者の所在の把握が難しい土地 の発生状況について

---

# 最後に所有権に関する登記がされた原因年別の登記簿の割合

最後に所有権に関する登記がされた原因年から、50年以上が経過している登記簿は約20%存在する。

## 【最後に所有権に関する登記がされた原因年別の登記簿の割合】

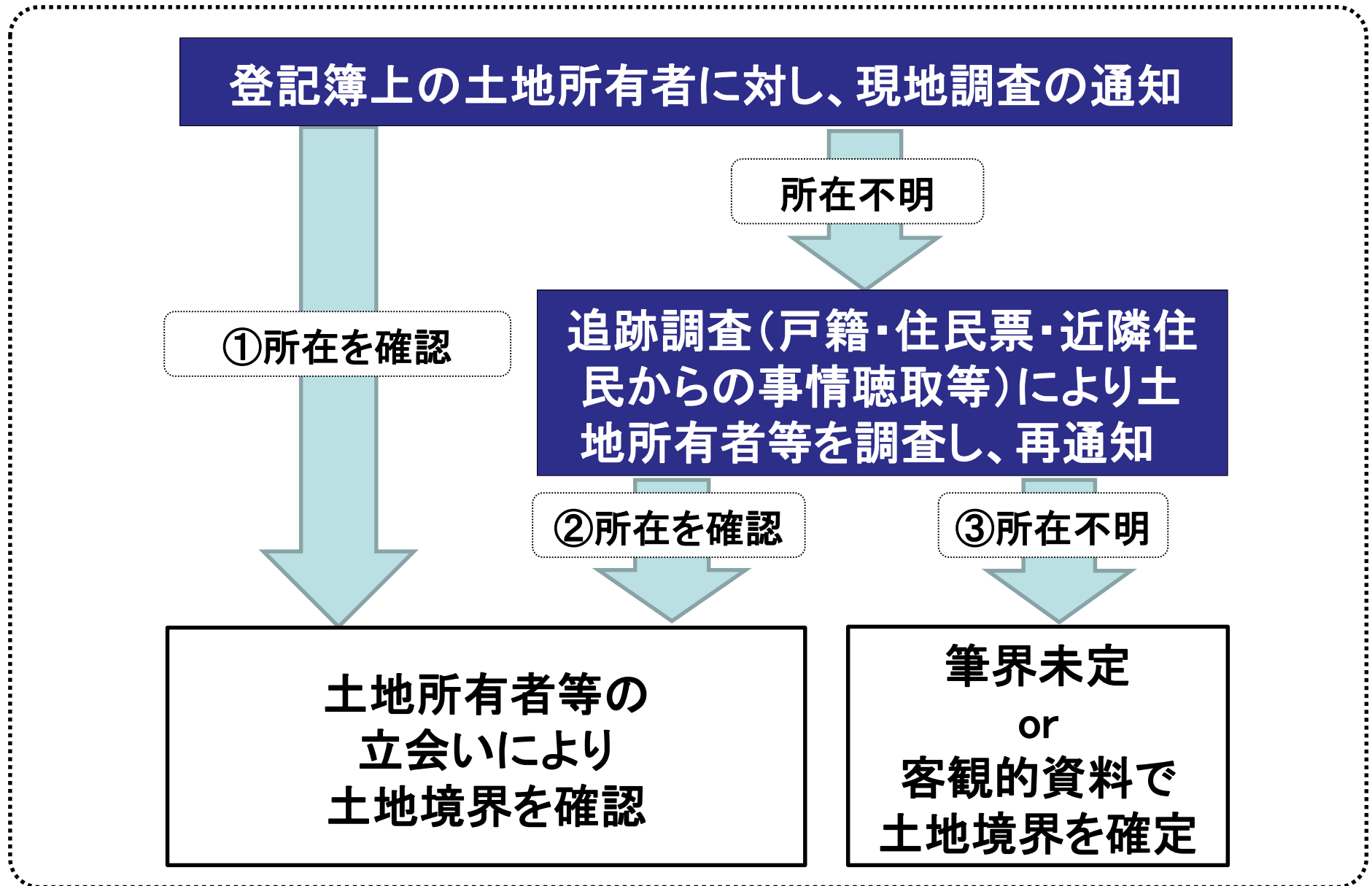


注) 国・都道府県・市町村名義の土地の除外、同一所有者の筆数の制限など一定の条件の下、集落毎に田・畑5~6割、山林・原野・雑種地3~4割、宅地1割程度の割合で、100サンプルずつ(4集落分)の登記簿を取得し分析

出典: 平成26年度所有者不明化による国土の利用困難化に関する基礎的調査報告書(平成27年3月国土交通省国土政策局)を改変

# 地籍調査における土地所有者等※の所在確認の手順

※ 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人



# 地籍調査における土地所有者等※<sup>1</sup>に関する調査

(平成27年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査)

	地帯別※ <sup>2</sup> の調査結果				
	(括弧内の数字は、調査対象筆数に対する割合)				
	全体	都市部 (DID)	宅地	農地	林地
調査対象筆数	625,735	98,022	104,874	180,615	242,224
①登記簿上で所在確認	529,205 (84.6%)	91,290 (93.1%)	91,190 (86.9%)	152,076 (84.2%)	194,649 (80.3%)
②追跡調査で所在確認	94,578 <b>(15.1%)</b>	6,601 (6.3%)	13,650 (13.0%)	28,281 (15.6%)	46,046 (19.0%)
③所在不明	1,952 <b>(0.31%)</b>	131 (0.13%)	34 (0.03%)	258 (0.14%)	1,529 (0.63%)
【参考】筆界未定の筆数	10,887 (1.9%)	3,765 (4.2%)	1,143 (1.1%)	1,304 (0.8%)	4,675 (2.1%)

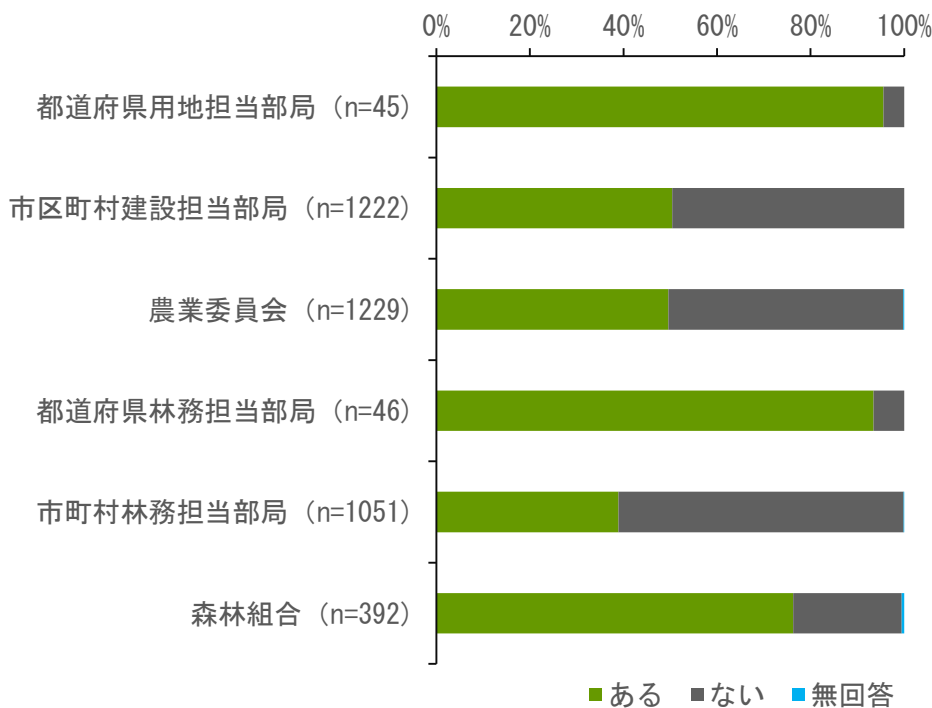
※<sup>1</sup> 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

※<sup>2</sup> 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

# 所有者の所在の把握が難しい土地の状況

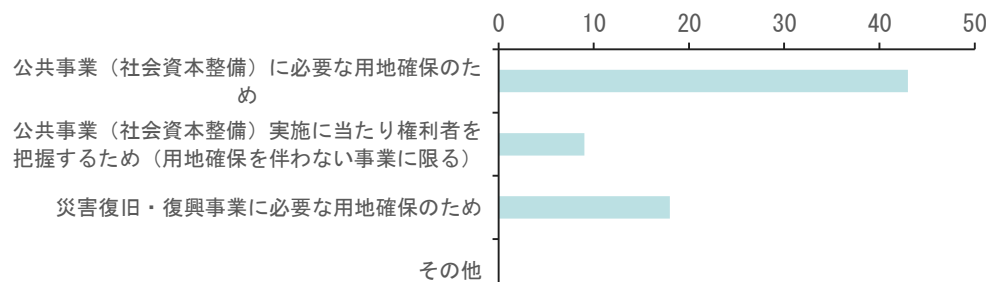
- ・担当する事業において所有者の所在の把握が難しい土地が存在した主体の割合は、都道府県用地担当部局、都道府県林務担当部局、森林組合において特に多くなっている。
- ・都道府県用地担当部局、市区町村建設担当部局においては公共事業の用地取得のため、農業委員会においては農地法に基づく遊休農地に関する措置のため、都道府県林務担当部局においては分収林事業の推進、治山事業等の実施のため、市町村林務担当部局においては、治山事業の実施に伴う業務のため、森林組合においては森林の集約化施業の実施のため、所有者情報の把握が必要となる場合が多い。

それぞれの担当事業において、過去5年以内に所有者の把握が難しい土地が存在したことがあるか。〔択一〕



所有者の把握が難しい土地について、所有者情報の把握が必要になった理由。〔複数回答〕

【都道府県用地担当部局 (n=43)】



【市区町村建設担当部局 (n=589)】

